平成２２年（フ）第１３９号
福岡県遠賀郡岡垣町鍋田２丁目１番５号
債務者　藤友　敏雄
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１５１号
北九州市小倉北区大門１丁目２番６号
債務者　宇高　義隆
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１５３号
北九州市小倉北区吉野町５番30―1303号
債務者　藤岡万里子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１５５号
北九州市小倉南区朽網西４丁目22番２―204号
債務者　末高　貴子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１６５号
北九州市小倉北区宇佐町１丁目１番１号アークビル３号
債務者　久家　一志
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１６６号
北九州市小倉南区中吉田６丁目19番８号
債務者　中山　孝子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１８０号
北九州市小倉北区宇佐町２丁目７番１―402号
債務者　胡子　勝義
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１８２号
福岡県遠賀郡遠賀町浅木３丁目11番18号
債務者　川原田健次
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１８５号
北九州市若松区高須南３丁目２番10―103号
債務者　沢井　　悦
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１９６号
福岡県遠賀郡芦屋町正門町12番２号
債務者　鈴木　光一
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２１１号
北九州市小倉北区中津口１丁目10番41―305号
債務者　倉富　一則
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２１６号
北九州市小倉北区若富士町１番26―403号
債務者　林田　和惠（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２１７号
北九州市八幡西区下上津役４丁目11番８―202号
債務者　岡本　　綾
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２２９号
北九州市八幡西区本城４丁目４番11号
債務者　西谷　博美
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２３０号
北九州市小倉北区高尾１丁目５番28―302号
債務者　和田　良子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下野丙1600番地１
債務者　田口　啓子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２６号
佐賀県武雄市山内町大字大野9096番地２
債務者　坂口　一二
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
佐賀地方裁判所武雄支部